

度会町社会福祉協議会 マイクロバス・ハイエース貸出しについて

貸出し時提出物

- ◎ 乗員名簿……名前・フリガナ・学年等
- ◎ 経路案内図
- ◎ 免許証の写(一日 300kmを超える場合は、運転手が 2 名必要になるので 2 名分必要)
- ◎ 大会要綱……公式試合のみの貸し出しとなります。必ず添付してください。

貸し出しについて注意点

- ◎ 仮押さえをしていただいても、正式に申請書を出していただくまで貸出しは確定ではありません。仮押さえ時に、貸出し希望の団体が重なった場合は代表者様で協議していただき公平に利用するよう、お願いします。(社協は関与しません。)
- ◎ 仮押さえは貸し出し月の前月から受け付けます。数カ月先の仮押さえは受け付けておりません。
- ◎ 土日で使用団体が異なる場合は、鍵の受け渡しを各団体に調整して下さい。
- ◎ 申請は必ず1週間前までに済ませてください。
- ◎ 貸出し後は車内の清掃をお願いします。(ゴミ等必ず持ち帰して下さい。)
- ◎ 貸出し後は燃料(軽油)満タンにして返却してください。
- ◎ 運転日誌の記録をして下さい。
- ◎ 事故等あった際には速やかに連絡をし、修理箇所がある場合は原則団体様で原状回復をお願いします。

■上記が守れない場合は貸し出しをお断りする場合があります。

新型コロナウイルス感染防止対策について

- ◎ 5 月 8 日以降は、新型コロナの感染症法上の位置づけが変わりましたが、ウイルスがなくなったわけではないため、自主的な対策をお願いいたします。

*新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じ、バスの使用許可書が発行されていても、急にキャンセルになる場合があります。ご了承の程、よろしくお願いいたします。

令和5年 5 月 18 日
度会町社会福祉協議会
会長 福井 利彦